

- 技術基準改正(安定器)に関する情報 -

(財)電気安全環境研究所

本資料は、電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(経済産業省令 第41号)により、技術基準が改正された箇所を説明するための参考資料です。改正に係る部分について、別表第六の技術基準から抜粋し、改正された点について赤字で示してあります。

内容については正確を期しておりますが、正式には官報(平成19年5月25日付、官報第4590号)等にてご確認をお願いいたします。

経済産業省令 第41号 (施行日:平成19年6月26日)

別表第六4

4 蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器、ナトリウム灯用安定器及び殺菌灯用安定器

(1) 構造

イ、ロ、ハ、ニ省略

ホ 定格2次電圧が300Vを超えるものの変圧器は、絶縁変圧器であること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) 放電管を取り外したとき、2次電圧及び出力端子の対地電圧が300Vを超えないもの。

(ロ) 表示する接続図により放電管を取り外したときに1次側の回路を自動的に遮断する装置を設ける旨が示されているもの。

へ、ト省略

(2)～(5)省略

(6) 平常温度上昇

蛍光灯用安定器及び殺菌灯用安定器にあつては周囲温度が 30 ± 5 、高圧放電灯用安定器及びナトリウム灯用安定器にあつては周囲温度が35以上40以下の状態において、イの試験条件により試験を行つたとき、ロの基準に適合すること。

イ、ロ省略

(7)省略

(8) イ省略

ロ 試験条件

(イ) 周囲温度は、試験品が蛍光灯用安定器又は殺菌灯用安定器である場合にあつては 30 ± 5 、高圧放電灯用安定器又はナトリウム灯用安定器である場合にあつては、35以上40以下とすること。

(ロ)以降省略

以上